

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 高額療養費か医療費控除か —

Q: 先日ケガで入院した際に限度額適用認定証の申請・交付が間に合わなかったため、高額療養費を申請する予定ですが、「医療費控除の確定申告をすればいい」というアドバイスも受けました。どちらの手続きをすればよいのでしょうか？

A: **高額療養費**は健康保険の給付で、同一月の医療費が高額になった時に**自己負担限度額**(収入により異なる)を超えた分が払い戻されます。

一方、**医療費控除**は、年間医療費が一定額(所得により異なる)を超える時にその額をもとに計算した額(上限あり)が**所得税法上の所得控除**になる制度で、以下のような違いがあります。

【高額療養費】

- ・ 歴月(毎月1日～月末)単位で受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごと等に算定(合算できる場合あり)
- ・ 対象…被保険者・被扶養者の**保険診療分**
- ・ **支払った自己負担医療費が払い戻される**

【医療費控除】

- ・ 年間(1/1～12/31)の支払分で算定
 - ・ 対象…本人や生計同一の親族のため支払った**医療費**(保険診療のほか**入院時食事負担額**や**通院費**、**市販薬購入費**等も含み、**高額療養費等による補てん分は除く**)
 - ・ **その年分の所得税額が減額**(還付)される
- このように対象や条件が異なるので、該当するのであれば両方とも手続きが可能です。高額療養費では自己負担限度額を超えた保険診療支払分は**全て戻ります**し、医療費控除では減額される所得税額が少額であっても翌年の住民税の減額等につながることがあります。



最近のニュースから

厚生年金「企業規模要件撤廃」で適用拡大

厚生労働省は、有識者懇談会でパートや短時間労働者への厚生年金の適用を拡大するため、現在「従業員501人以上」の企業規模要件を撤廃すべきとの方向性を示した。今後は、中小企業などの負担を軽減するための支援が課題となる。社会保障審議会年金部会でさらに議論し、2020年に関連法の国会提出を目指す。

70歳まで働く機会の確保～7つの選択肢

政府が進める「70歳まで働く機会の確保」に向けた議論が始まり、希望すればすべての人が70歳まで働けるように、企業に高齢者の雇用機会を作るよう努力義務を課す方針を示した。雇用機会を確保するために政府は、法律で義務化された3つの選択肢、1. 定年廃止、2. 定年延長、3. 65歳までの再雇用を維持したうえで、さらに65歳を過ぎても働きたい人のために、4. 他企業への再就職実現、5. フリーランスで働くための資金提供、6. 企業支援、7. 社会貢献活動への資金提供の4つの選択肢を示した。企業は、労使の話し合いのうえ、この7つから選択する。来年の通常国会に高年齢者雇用安定法の改正案を提出する予定。

パワハラ防止策 来年6月義務化

厚生労働省は、企業に初めてパワハラ防止対策を義務付けた女性活躍・ハラスメント規制法を施行する日程案を労働政策審議会の分科会に示した。パワハラ防止は大企業で2020年6月1日から、中小企業は2022年4月1日から、それぞれ義務化される。労使双方から異論は出ず、了承された。厚労省が今後政令を定める。法施行に向け、厚労省はパワハラに該当する行為の具体例などを盛り込んだ指針を年内に策定する方針。